

## ICTサービス安心・安全研究会

改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護検討タスクフォース（第8回）

### 議事要旨

1 日時 平成28年10月31日（月）10:00～11:30

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者（敬称略）

#### ○構成員

新美主査、宍戸主査代理、東構成員、板倉構成員、小林構成員、佐藤構成員、高橋構成員、村上代理（高崎構成員代理）、森構成員

（欠席：石井構成員、新保構成員、田中構成員、長田構成員）

#### ○オブザーバー

小堤オブザーバー（（一財）日本データ通信協会）、立石オブザーバー（（一社）日本インターネットプロバイダー協会）、丸橋オブザーバー（（一社）テレコムサービス協会）、矢橋オブザーバー（（一社）電気通信事業者協会）、経済産業省商務情報政策局情報経済課（中村課長補佐）個人情報保護委員会事務局（佐藤参事官補佐）

（欠席：久保川オブザーバー（（一社）情報通信ネットワーク産業協会）、山本オブザーバー（（一社）日本ケーブルテレビ連盟）、消費者庁消費者制度課）

#### ○総務省

巻口電気通信事業部長、徳光消費者行政第一課長、湯本消費者行政第二課長、景山消費者行政第二課企画官、高橋消費者行政第一課課長補佐、富岡消費者行政第二課課長補佐

## 4 議事

（1）開会

（2）議題

① 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」改正における  
考え方（案）について

② 自由討議

### (3) 閉会

#### 5 議事要旨

① 事務局から資料1『電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン』改正における考え方(案)(事務局提出資料)について説明

##### 【板倉構成員】

2点伺いたい。1つは、電気通信事業者3社に、現行法上、電気通信ガイドラインが適用される範囲をどう考えているかということをお聞きしたところ、各社違ったと思います。その電気通信事業者が電気通信事業以外を行う際に、こちらのガイドラインに配慮して不利になっているとすると、それはいわれがないところかと思う。

他方で、電気通信事業に関連して取得した個人情報を使っているということであれば、配慮してもいいのかもしれませんが。少なくとも、ガイドライン案の2条は、「電気通信事業者は」と書いてあるが、電気通信事業に限ってこのガイドラインに従いなさいとは特段書いていません。そこは、考え方を明らかにしないといけないと思います。

ただ、冒頭申し上げたとおりで、他の事業にも電気通信事業に関連して取得した個人情報を、もしくは同時に取得して使うということであれば、適用してもいいのかもしれませんが、そこははっきり出ていないので、考え方を含めて追記ないし解説されたほうがいいのではないかと思います。

もう1つは、安全管理措置の関係です。資料1でいうと、3ページです。まず、安全管理措置に関する規定で19条から22条となっています。これはおそらく間違いで、19条は安全管理措置ではないです。正確性の確保というのは、安全管理措置の話ではなくて、個人情報保護委員会のガイドラインの通則編でも参考2の40ページになります。たしかに19条から22条までくくっていますが、表題は、個人データの管理になっていて、広義の安全管理措置は20条から22条を指すので、少なくとも正確性の確保は個人データでいいだろうと思います。元々この規定の趣旨は、機械的に処理している場合に間違ったデータが残るとよろしくなく適切な取扱いではないとして設けられている規定であって、安全管理措置ではないので、これはまず分けて議論しなければいけないと思います。

そもそも安全管理措置の対象をなお個人情報にしておきましょうという話になっているのですが、これは中間取りまとめの前にも、私はコメントしたかと思うが、第三者提供は個人データにしたのに、安全管理措置は個人情報のままであるという場合に、一体通信の

秘密に該当せず、個人データでもない個人情報の何を念頭において安全管理措置に入れなければいけないと考えられているのかがよくわかりません。これだけ個人情報にしておくことについて私はしっくりきていない。もし、個人データになる予定の個人情報を入れたくて、これを個人情報のままにしておくということであれば、それは場合によっては個人データであると考えerることによって保護すればいいのではないかと思います。

委員会のガイドラインの第三者提供の確認記録義務編に規則の17条があります。これは受け取ったほうの確認記録の条文ですが、これは、委員会の解釈によると、26条は受領者基準だといっているわけです。受領者基準だけど、個人データの提供を受けた場合に確認記録義務を課しているわけです。ほんとうは受領者基準だったら、個人データの提供は受けられない。個人情報データベース等に入れてはじめて個人データになるわけですが、個人データと言い切っているわけです。こういう個人データ、予定個人情報のようなものを、個人データと呼ぶように、26条及び規則17条はしてしまっています。そういうものは個人データだとむしろ言い切って、個人情報保護法に合わせて個人データにしておいたほうがいいのではないかと思います。個人情報にする理由が、もし私が申し上げたとおりに、通信の秘密に該当せず個人データでもないけれど、守らなければいけない個人情報が具体的にあって見落としているのであれば、それはそのようにおっしゃっていただければいいのですが、そうでないのであれば、ここだけ変える必要もないかというのが私の意見です。

→【高橋消費者行政第一課課長補佐】

適用対象につきましては、電気通信事業者が電気通信役務及びそれに付随するサービスにおいて取得される個人情報を対象としていることと考えております。電気通信事業者が電気通信事業以外の事業で取得し、または電気通信役務に係る個人情報と紐づけをせずに、異なるシステムでも管理する個人情報等は、電気通信サービスにも該当しないことから対象としないと考えております。その点、追記等も含めて検討したいと思っております。

【新美主査】

はい、わかりました。では、第2点について、個人情報か個人データかということの表記の仕方についていかがでしょうか。

→【徳光消費者行政第一課長】

板倉先生のご指摘は非常に納得いくところかと思えます。これは、元々、この前の議論の方向性の取りまとめに従っております。個別具体的に通信の秘密に該当しない

ものの個人情報と別に管理することもあるかもしれませんが、一方で、一体的に管理されるであろうことも踏まえまして、ここでは個人情報ということで、一体的に規律をかけることにしております。その点についてなお、ご議論があれば議論していただければと思っております。

→【板倉構成員】

中間取りまとめから何か状況の変化があるとするれば、この26条及び規則17条が受領者基準だというのが、明確にパブコメの回答等で委員会から出ました。個人データ、予定個人情報という概念がないまでも、それはもう個人データだとここでしてしまったわけです。それが無いから不便だったので、個人情報にするということであれば、個人データに合わせたほうが良いと思います。個人データにする予定がない個人情報で、かつ通信の秘密にも該当しないけれど、どうしてもガイドラインで安全管理措置をかけなければいけないものが具体的にあるのであれば、それは別に私は絶対に外せという話ではないです。できるだけ、委員会のガイドライン等と概念はそろえたほうが良いと思っているので、そういう例がある以上は、個人データに合わせたほうが良いのではないかという意味です。

→【新美主査】

どういう個人情報があるのかということをしきりと精査してみて、それで最終的な方向を定めたいと思います。

【小林構成員】

コメントで2点ほど指摘させていただきます。今、説明いただいた資料1の16ページで、13条の個人情報保護管理者を規律しているのは、これは元々電気通信分野ガイドラインであった条項ですが、残ったことについてはそのとおりだと思います。その理由づけとして、委員会ガイドラインでも言及があるとされています。これはあくまでも安全管理措置の一推奨内容として出てくるもの、ほかにも幾つか出てくる箇所はありますが、基本的には例示のような形で出てきている。一方で、電気通信分野ガイドラインでは条項を置いて、それを明確に努力義務として規定しているところが違うのかと思います。

プライバシーマークの基準でも、JISQ15000等でも、実は個人情報保護管理者なり、責任者を規定しているわけです。こういう個人情報並びに機微な情報を取り扱う場合には、こういう管理者の設置は必要なのかと思います。こういう形で、しっかり残して

いただくのは重要かと思います。例示ではなくて、項目として規定していくのは、EUなどでも責任者を置くのは全体的な流れでもございますので、正しいやり方かと思います。

2点目は板倉先生のお話と、前半の方とかぶります。今回、電気通信サービスを提供する事業者、または電気通信事業者ということでこのガイドラインが適用されます。届出である、登録が必要な事業者については、当然このガイドラインを参照することは予想されます。付随するサービスを提供するのみの電気通信事業者の場合には、こちらのガイドラインまでたどり着かないことがあっては、先ほど板倉構成員がおっしゃっていたイコールフットイングのようなことができない可能性も出てくる。この後の取り扱いがどうなるかわからないのですが、ぜひ個人情報保護委員会と連携いただいて、どちらもきちんと参照いただけるようなガイドラインの位置づけを考えていただけたらと思います。

→【高橋消費者行政第一課課長補佐】

引き続き委員会とも連携しながら分かりやすく参照できる形を考えたいと思っております。

【宍戸主査代理】

宍戸でございます。これは膨大な作業をしていただき、ありがとうございます。私も基本的には概ねここで示された方向性について賛成でございます。3点、今のガイドラインと改正個人情報法との調整の点で、ご質問あるいは確認させていただきたい点がございます。

第1は、スライドの7枚目でございます。個人情報の改正及び開示訂正等については、対象を保有個人データとすることが適切とお書きいただいております。私もそれでよろしいかと思います。他方で、資料3の94ページの開示等の請求等に応じる手続きの解説の中で、例えば、「電気通信事業者が事業部門や営業所ごとに個人情報を保有している場合や、あるいは取得年月日別に個人情報を保有している場合で、具体的にどの部分の個人情報を対象とするものなのかについて特定を求めることができる」とあります。ここに3カ所出てくる個人情報は、これは保有個人データにしておいたほうが紛れがないのではないかと思います。

→【高橋消費者行政第一課課長補佐】

おっしゃるとおりでございます。いただいた点を訂正したいと思います。ありがとうございます。

【宍戸主査代理】

2点目は資料1の23枚目でございます。基本的にトレーサビリティ関連の記述、改正法で申しますと25条、26条について、これは基本的に電気通信事業分野においても、個人情報保護委員会の考え方をそのまま反映させるようにされております。具体的には、そのトレーサビリティについては、参考4に合わせて記述することになるだろうと思いません。

そこで、確認といえますか、私が気になっておりますのは、電気通信事業分野の個人情報保護ガイドラインにおきましては、特別な規律が必要となる情報といたしまして、位置情報のほかに、例えば不払い者情報や、迷惑メール等送信に関する加入者情報や、電話番号情報、こういったものがございます。このような不払い者情報、加入者情報、電話番号情報についても、個人情報保護委員会のトレーサビリティ・ガイドラインが、そのままかかると考えてよいのかどうかということでございます。例えば、不払い者情報あるいは加入者情報は、事業者間での交換という形での情報のやり取りが想定され、これについて提供確認義務がかかるのであれば、かかるというように、電気通信事業分野ガイドラインにも書いておいた方がいいのではないかとということが1つです。

もう1つ、電話番号情報で大きいのは、電話番号情報の電話帳への掲載でございます。電話帳へ掲載するときに確認ないし記録義務に係るのか。また、仮に電話帳を見た人にとって個人データという形で電話帳が提供されることがある場合に、確認義務が電話帳を見た人にかかるのかどうかといった問題もあります。各種情報の取扱いのうち、不払い者情報、加入者情報、電話番号情報とトレーサビリティ・ガイドラインの関係について、少し整理をしておいたほうが安全ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

→【徳光消費者行政第一課長】

整理してお答えさせていただきます。

【宍戸主査代理】

3点目でございます。板倉構成員がご指摘になりました安全管理措置等について、個人データと書いたほうがいいのか、委員会の規則あるいは委員会の考え方に合わせて、これも個人データにそろえた方がいいのではないかとというようなご指摘です。私もそれを伺って「さすが板倉先生だ、なるほど」と思うところでございます。ただ、この辺りは現在の電気通信事業分野ガイドライン案の、例えば25ページの個人データのところや、個人データに該当する例、該当しない例がございます。もし、個人データと安全管理措置について、個人情報から個人データに変えるときに、ここの定義との関係の整合性が問題

になるだろうと思います。電気通信分野において、これまで個人情報ということで規律をかけていたものを、個人データとする場合は、一気に規制緩和になっているような印象を与える場合もあろうかと思えます。もし、紛れや難しい問題があるということであれば、板倉先生のご指摘ではございますが、個人情報のままとりあえず置いておいて、なお検討を続けることも一法かと思えます。慎重にご検討いただきたいと思えます。

#### 【板倉構成員】

資料3の30ページから31ページの本人の同意のところ、前から電気通信事業ガイドラインは、約款でも同意取れるという話を書いてあって、それはそれで正しいと思えます。民法の改正が臨時国会で通ると、定型約款の条項があるので、今書く必要がないと思えますが、必ずこの※1、※2辺りで、書かないといけなくなるので、それはご注意ください。

#### →【新美主査】

はい、ありがとうございます。民法の改正がなったときには、それに対応することは留意しておく必要があろうかと思えます。

#### 【小堤オブザーバー】

認定個人情報団体の日本データ通信協会と申します。匿名加工の加工方法等の詳細について、電気通信事業ガイドラインには入らずに、認定団体の指針に組み込むようなところがございます。今までの検討の経緯を踏まえますと、相当のメンバーの方々が参加されているようなこのような会合も含めて、特に上乘せその他のものがない中で、認定団体の中で指針の中に組み込むのは、力不足という面も多々ございます。

一方、事業者とは近い関係にありますので、例えばですが、ホワイトリストのような形で、実際の事業の中で使われる情報をこのように使ったらどうかということが出てきたときに、総務省に相談させていただきながらリストアップすることは、可能性はあると考えております。そういったことも踏まえて、検討させていただければありがたいと考えております。

#### 【佐藤構成員】

国立情報学研究所の佐藤一郎と申します。匿名加工情報に関しては、今ご指摘いただいたように、事業者任せが本当にいいのか。かなり複雑な制度でございますので、ある程度

枠をつくっていただきたいというのは、ごもっともな考え方だと思います。私もそのほうがいいと思いますが、現状では個人情報保護委員会のいろいろな規定に関して、策定がまだしている最中でございます。この段階で踏み込んだ議論というのは、事務局としても言いにくかったらと思うしております。個人情報保護委員会のほうの規定の整備ができたところで、ぜひご議論いただければと思うしております。

**【新美主査】**

たしかに、匿名加工技術そのものが日進月歩ですから、バシッと決めることも難しいかと思えます。ある意味で、関係当事者で合意を取りながら、最適な匿名加工をやっていくしかないと思えます。また、両方皆で知恵を出し合って、業界任せではなくて、総務省もそれなりに対応していくことで進めていただきたいと思えます。その辺は十分に留意をしまいたいと思えます。

**【森構成員】**

今匿名加工のお話がありましたので、私も追っていろいろなことが決まってきた、検討することで結構かと思えます。資料ですと、資料1の24ページに、この改正電気通信分野ガイドラインの案文を入れていただいていると思えます。ただ、追ってということによるのかと思うのですが、1点、位置情報以外にも通信の秘密に関するものについて、それをそもそも匿名加工情報にしていけないかというような基本的な話は追って検討ではないかかもしれないと思っております。

例えば、要配慮個人情報だったら、匿名加工情報にしていけないということだと思うのですが、その通信の秘密についても果たしてそうなのかと。以前位置情報プライバシーレポートが出たときには、匿名加工情報とは違うラインで通信の秘密を考えましょうということだったという気もしております。その通信の秘密と匿名加工情報の一般的な関係についての前さばきのようなものは、ある程度このタイミングでやっておいたほうがいいと思えます。

→ **【湯本消費者行政第二課長】**

森先生からご指摘をいただいて、前回のタスクフォースでもご議論をいただきましたが、この後の3の部分にも絡む話だと思います。そこでまたご議論いただければと思います。これまで、プライバシーレポート等で規定された部分については、十分認識されているので、またこの場でご議論いただきながら、必要に応じてガイドラインにも反映させていく結論が出ているので、そういった線で検討いただければと思いま



す。

#### 【宍戸主査代理】

問題提起となろうかと思いますが、通信の秘密と、それから匿名加工の関係をどのように考えたらいいか、スライドの27に関連しますが、意見を申し上げたいと思います。

まず、そもそもの前提といたしまして、今回の電気通信分野個人情報保護ガイドラインにつきましては、個人情報、それから通信の秘密両方にまたがっていることも踏まえまして、プライバシー保護という観点から、この統一的な電気通信事業分野における個人に関する情報の取扱いを図ることが、目的の1条の解説において明記していただいたと理解しております。そして、それは私もそういう主張をいたしました、大変よいことだと思います。

この観点から、改めて通信の秘密あるいは個人情報、それから匿名加工情報の関係を整理して考えるのが、議論のおそらく出発点になるだろうと思います。そして、その出発点の上で、私がどう考えるかでございます。ざっくりとした整理の仕方ですが、通信の秘密については、通信の内容とそれからメタデータと申しますか、通信の存在に属する事項において、保護の程度がプライバシーの観点から見た場合に異なるのではないかというようなことが一般に言われてきた。例えば、関連する法制の審議においても、国会でそういう議論がなされることなどがあると承知しております。

この観点から考えたときに、通信の秘密について、例えばですが、通信内容について匿名加工化するの、これはプライバシーの関係でもなお危険が非常に高いだろうという気がいたします。他方、メタデータについては、これはおそらく事の性質による、程度の差があるとひとまず考えてよいのではないかと思います。

そして今、さしあたり電気通信分野における匿名加工で、特に期待が高い位置情報について言えば、位置情報それ自体として見た場合、位置に関する情報、ジオデータという観点から見た場合に、個々の通信に係る基地局に関する位置情報と、GPS位置情報、Wi-Fi位置情報といったような必ずしも個々の通信の存在を前提としない、したがってその意味で通信の秘密に属さない個人情報との間で、保護性はそれほど変わらない。あるいは、場合によっては、位置の発信場所の粒度という観点から見た場合には、基地局に係る位置情報のほうが、他のGPS位置情報等に比べた場合に、配慮すべき程度、保護すべき程度は、プライバシーとの関係では低いと考えることもできようかと思います。

他方、基地局に係る位置情報については、個々の通信の成立との関係で見た場合に、場合によってはですが、GPS位置情報、Wi-Fi位置情報と比べた場合に、配慮すべき場合やプライバシーリスクが高いといった場合もあり得るのかもしれないことになろうかと思えます。

結論でございます。通信の秘密に属する情報について、匿名加工情報にし得るかどうかという点について、これは一概に言うことはできないのではないかと。繰り返しになりますが、プライバシーリスクとの関係から見たときに、さしあたり通信内容とメタデータの区別はできるだろう。それから、メタデータの情報提出それ自体において、他の個人情報、通信の秘密に属さない個人情報との比較において、どれほどプライバシーリスクが大きいかどうかの検討が2点目にできるだろう。それから、3点目にメタデータについて、それが通信の存在と関わっているという観点から見て、どのような匿名加工のやり方であれば、問題がないといえるのかどうかといった、いわば加工の方法というか、匿名加工して利活用する目的とその3つの考え、掛け合わせで、おそらく今後通信の秘密に属する情報の匿名加工の可否を考えるべきではないかと考えております。

#### 【森構成員】

1つ難しいのは、匿名加工情報にするかどうかと、してもいいのかどうかという話と、匿名加工情報として、電気通信分野としてどう扱っていくのかという話と両方あることです。もう1つは、匿名加工情報にできないとしても、十分な匿名化、それを元々は匿名加工情報とは違うものとして想定していたわけです。その位置情報プライバシーレポートのときには、匿名加工情報とは違うものとして、その当時は特定性低減データという名称を使っておりましたが、違うものとして考えて、ある意味では、独自の匿名化して利活用する例も考えて十分な匿名化を考えていました。この2つのことをそれぞれ考える必要があります。特に前者について、まずは間口のことを議論すべきだと言っておきながら、今の宍戸先生の話の伺っていると、間口のことだけ切り離して話せないかもしれないと思いました。私も全く貢献するようなことは言えないのですが、これについては、考えて何か申し上げることができるようにしたいと思います。

#### 【高橋構成員】

位置情報に関しては、総務省の実証でもリソースを取ってやっていただけています。そこに関しては、具体的に考える関係ができていると思います。それ以外の通信に関わる情報に関しては、まだまだ検討は技術的な観点から言うと、データを見ながら見ていったほ

うが、より精緻な分析ができると思います。何でも細かくというのは無理かと思いますが、位置情報以外のものに関しても、精緻に検討していける環境がつかれるといいと感じております。

**【板倉構成員】**

通信の秘密のメタデータに関する統計のようなものは、つくったり、公表されたりしていますか。ものすごく統計にしてしまうとすれば、例えばドコモさんからKDDIさんがどれぐらいでというのは、匿名加工情報というともうそれに近いレベルになると思います。もしそういうことであるとすると、結構価値があるのではないかと思います。それをやっていいかという問題もありますが、統計はつくっていますか。公表されていますか。

→ **【湯本消費者行政第二課長】**

各事業者さんの統計化というのは承知しているのですが、その事業者をまたがってというのはあまり聞いたことがないです。

**【村上構成員】**

すいません。29ページになりますが、スマートフォンのアプリケーションの取扱いについて、今回新たに規定されたことは、消費者保護等の観点からも望ましいことだと思っております。一方で、電気通信事業者が、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインなので、主語が「電気通信事業者が」という形になっていまして、アプリ提供サイトと電気通信事業者以外のものが運営する場合は、これをやらなくてもいいと読めなくもないと思っています。本文ではなかなか規律が難しいと思うのですが、ガイドラインの解説、なお書き等何らかの配慮をいただいてもいいと思いました。

→ **【徳光消費者行政第一課長】**

解説のほうで書く等の工夫をしたいと思います。

**【森構成員】**

主語の問題と、もう1つは規範としての公表することが適切であるというところです。この「適切である」というのは、大体どれくらいの頃合いなのかというのを教えていただきたい。

→ **【高橋消費者行政第一課課長補佐】**

努力義務の範囲ではございますが、電気通信事業者特有の観点等も含めた規定にも「適切である」というのは記載されておりますので、こちらとしては強く求めるといった意味を表現したいと思っております。

→【宍戸主査代理】

私も実は「適切である」というのはどういうことなのかと気になっておりました。資料3の6ページを拝見しておりますと、一番最後の段落でございます。『一方、「適切である」「努めなければならない」「望ましい」などと記述している事項については、可能な限り遵守に努める』と書いてあります。「努めなければならない」「望ましい」の前に「適切である」とあることは、一般の努力義務というか、「努めなければならない」より強いということだろうと、海外の事業者の方はおわかりになるかは別として、日本のこの種のものに読みなれた事業者の方には、よくわかっていただけるだろうと私としては受け止めました。まだかなり重たいものだろうと思います。

問題はそこから先でございます。私も主語問題は気になるところです。これは具体的には文章でいいますと、資料3の59ページだと思います。ここの3-4-2の解説の中でいろいろ書いてあります。基本的に、アプリケーションがあって利用者のプライバシーを保護するとかいう観点から、一般にプライバシーポリシーの公表が望ましいが、特に電気通信事業者がアプリを提供する場合には、プライバシーポリシーを公表することが適切だ。あるいは、電気通信事業者がアプリ提供サイトを、一般にアプリ提供サイトについてプライバシーポリシーの公表を促すことが期待されているが、特に電気通信事業者がアプリ提供サイトを運営する場合には、そのように促すことが適切だというような書きぶりにはしていただけないかどうかは、ぜひご検討いただければと思います。

→【高橋消費者行政第一課課長補佐】

ご指摘いただいたとおりでございますので、追記等について検討したいと思っております。

【丸橋オブザーバー】

先ほども出たと思いますが、26ページの付随するサービスの案があります。電気通信事業者が接続認証に使うIDを利用して様々なサービスをしているのはそのとおりですが、それが付随サービスといえるのかどうかという点で言うと、電気通信事業者としては疑問なところがあります。ここに並んでいるものを2つ目の箱、3つ目の箱のうち、ほとんどがあまり電気通信サービスとして事業を行っているつもりは全くないエリアのものです。かつ、他業種とのイコールフットイングという話もありましたが、他業種側もガイドライ

ン、あるいは認定個人情報5団体をつくってくるわけです。ここで先走ってやるという話ではないのではないかと思います。

→【宍戸主査代理】

電気通信サービス固有のもの、あるいは切り離すことができないサービス、これがこのガイドラインの規律で基本的にいいだろうと。問題は、残りのご指摘いただいた事業者が提供する電気通信役務の利用を前提としているサービス、あるいはそれに当たらないけれども、紐づけが行われるサービスを、ガイドラインの対象とするところに疑問を呈されたということだと思います。

他方で、今回のガイドラインは、改正個人情報保護法にそろえているところが多いわけです。そうすると、これらの残りの先ほどの2つの電気通信役務の利用を前提とするサービス、あるいは利用者情報との紐づけが行われるサービスについて、このガイドラインだと、どの部分が改正個人情報保護法の適用を受けているほかの電気通信分野以外の事業者よりも上乘の部分として電気通信事業者にかかってしまっていて、どこが問題だというのが何か具体例があれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

→【丸橋オブザーバー】

今日見たばかりですが、最初に見たのは安全管理措置のところでした。ほかにも丁寧に見ていく必要があると思いますが、例えばニフティの場合でいうと、接続IDと同じ形で無料のサービスのIDを出しています。接続会員も例えばブログサービスを使えますし、接続契約がなくてもブログサービスを使える。そういうオープン化的なものもやっているの、そういう事業者は多いのではないかと思います。そうすると、ブログだと電気通信サービスのようですが、そのような決済周り、あるいはその他のサービスについて、IDを共用しているだけでここに入ってくるのはなかなか説明がつかないと思っています。

→【小林構成員】

どこの部分が上乘になっているかという議論でいうと、安全管理措置のところは非常に大きいのかと思っております。中小事業者に対する配慮で大部分（安全管理措置の義務が）簡略化されているところ、電気通信事業はかなり少人数でできる事業者が多いです。そうした方たちは、かなりの部分が中小事業者という部分の категорияに入ってくることになる、その方たちがすっぱり安全管理措置の本来の意味での

対応から、大分軽減されてしまうリスクが出てくるかということで、そこはかなり違うのかと思います。

→【森構成員】

今のご指摘はなるほどそうだと思っていました。もう一方で、電気通信サービスの範囲が関係するのは、資料3の改正案の4条をごらんいただきます。4条というのは36ページです。利用目的の特定の問題があります。元々前期といいますか、中断前のこの会合でタスクフォースでこの議論をさせていただいたときには、どちらかと言うとこの問題意識です。36ページの第4条第3項をごらんいただきますと「前2項により特定する利用目的は、電気通信サービスを提供するために必要な範囲を努めなければならない」ということです。ここで電気通信サービスが出てきて、この電気通信サービスの定義の中で付随サービスが出てくるので、そういう意味ではある程度サービスを広く取っておく必要があるのではないかと思います。

→【丸橋オブザーバー】

電気通信サービスを広げて、利用目的という枠をつくって、電気通信事業者が取り扱う個人データ全てについて網をかけるという方針であれば、そうだと思います。電気通信サービスというところから外して、個々の利用目的について、改正個人情報保護法に基づいて取り扱えばいいのではないかと思います。

→【佐藤構成員】

どちらのご意見もごもっともだと思っています。これはある種の統一するのではなくて、2段階にするというか、いい名称がわかりませんが、「準電気通信事業」のような概念を入れていかないと整理できないのではないかと、そう思っています。

→【徳光消費者行政第一課長】

森先生がおっしゃっていることをベースに言いますと、電気通信サービスという言葉が、このガイドラインで提示される、つまり、法令用語としての道具概念としては、現状でも第4条で「電気通信事業者は、電気通信サービスを提供するために必要な場合に限り、個人情報を取得するものとする」という、取得の範囲、それと5条でもありますが、利用目的の範囲ですね。電気通信事業者が、電気通信事業をやるに伴って取得するときには、電気通信サービスをやる範囲で必要な場合に限り取得してくださいね、利用目的もその範囲にしてくださいねということです。

一方、個人情報保護法の範囲の中では、元々やっている事業との関連性はなくて、

とにかく利用目的を特定しろと。変更のときには、関連する範囲の中にしろというだけです。繰り返しになりますが、今のガイドラインではそれを電気通信サービスを提供するために必要な範囲でということです。したがって、ここが狭ければ取得した個人情報扱える範囲が狭まるので、そういう意味では広げていますということです。

一方で、電気通信事業者が法人としては同じでいろいろなサービスをやっているときに、このガイドラインがどこまでかかるのか、というのは板倉先生が最初にご指摘していただいたようなところがございます。電気通信事業者が電気通信事業として取った個人情報というのは、ここに書いてあるような規律のもとに扱ってくださいます。システムとして一体となって個人情報が紐づいていると、同じデータベースに入って、この人はこのIDでこういう電気通信役務の提供を受けているとともに例えば保険にも加入しているときに、どうやって扱うかということになります。通常考えれば、そういうときには電気通信のほうに引っ張られて、同じように管理してくださいとなるだろうと思います。一方で、全く別に取得して、別に管理しているときはこれとは別に自由にやれると、そういうことかと理解しています。

→【新美主査】

私も思っていました。そういうような、要するにデータの中にファイアウォールがきちんと作ってあれば、それはそれでいいでしょうという話だと思います。それがなければ、電気通信サービスのデータと一緒にしている以上は、同じようにやってくださいということだと思います。いかがでしょうか。

→【板倉構成員】

個人情報保護法の解釈として、個人情報データベース等が法人で1個だとなっていて、なかなか区切れないわけです。区切れないのですが、パブコメの委員会の回答で、規則の19条5号の解釈としては、それは全部の個人情報データベース等と照らし合わせるわけではないというのがあります。あまりにもマニアックな点ですが。匿名加工情報編のガイドラインは配っていただいているので、参考5です。13ページに、これは匿名加工情報をつくる際の最後のバスケットクローズです。個人情報に含まれる記述等と、当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異を踏まえて、きちんとやりなさいという条項です。この個人情報データベース等は、法人にある全部の個人情報データベース等ではないということ、なかなか書くのに苦慮された回答がパブコメで出ています。そこは何がいけな

いかというと、民間個人情報保護法は、行政機関のように個人情報ファイルにもなっていないし、条例のように事務ごとにもなっていないので、困っているわけです。困っているところは別にガイドラインで、ガイドラインは執行の基準なわけです。ガイドラインでそこは分けて考えますと書くのは、それは別に構わないと思います。個人情報データベース等の単位はさておき、このように考えると書いていただいて、イコールドフットイングは重要ですので、流用してやっているのではない限りは、そこは無駄な負担はかからないようにしていただいた方がいいと思います。

#### 【板倉構成員】

プライバシーポリシーのところの条文です。先ほども少しお話がありましたが、これは新しく書き起こしていただいて、資料3の58ページにあるわけです。元々個人情報保護法上、法定公表義務が定められている条文が利用目的やオプトアウトとか、保有個人データなどあります。そういうものはプライバシーポリシーに入れろという姿勢で、ここに条文を引いて書くか、法定公表義務とは別だとするのかは、決めていただいて書いたほうがよいのではないかと思います。

つまり、法定公表義務は、必ずプライバシーポリシーを公表する際には入れなさいとするか、法定公表義務は法定公表義務であるとするか、どちらにしろメンションしておいたほうがよいのではないかと思います。

もう1つは、域外適用のところですか。これは、多分電気通信事業でも域外適用される場合はどういう場合ですかと、必ず外国の事業者が心配すると思います。別に今、どのように書いたらいいというアイデアがあるわけではないです。項目自体がないので、こういう場合は入ると思いますというのは書いておいたほうがよいのではないかと思います。その場合に、またこれもえらいところ、パンドラの箱を開けるのかもしれませんが、通秘との関係もあります。個人情報保護法の規定だけ当たると思っているのか、通信の秘密というか電気通信事業法についてもこの部分は守ってほしいと考えているのを入れておかないと、今度は国内と国外の事業者のイコールドフットイングの問題もあります。75条関係の記述を入れていただいた方がいいのではないかと思います。

→【高橋消費者行政第一課課長補佐】

検討させていただきます。

(以上)